

# 強化指定選手等ジュニアアスリート奨励金交付要綱

## (目的)

第1条 本要綱は、県の競技団体により強化指定選手等として認定された選手に対し、スポーツ協会が奨励金を交付することにより、当該選手の競技活動を奨励し、地域のスポーツ振興及び競技水準の向上に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 本要綱において「競技団体」とは、県スポーツ協会加盟競技団体、県中学校体育連盟その他会長が認める競技団体をいう。

## (交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象となる者は、大江町に住所を有する小中学生（以下、「児童等」という）とし、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県スポーツ協会加盟競技団体により強化指定選手として認定された児童等
- (2) 県中学校体育連盟により優秀選手として認定された生徒
- (3) 前各号と同等と認められる認定を受けた児童等

## (交付金額及び回数)

第4条 奨励金の額は一人につき10,000円とする。交付回数は、競技団体により指定された期間につき一回を限度とする。ただし、指定期間が年度をまたぐ場合は当該指定期間を通算して一回とする。

## (交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、強化指定期間内に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 強化指定選手等ジュニアアスリート奨励金申請書
- (2) 競技団体から交付された認定証の写しまたは強化指定等を受けたことが確認できる書類
- (3) 前号の書類の提出が困難な場合は、別に定める証明書

## (交付決定)

第6条 会長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し適正と認める時は決定通知書により申請者へ通知するものとする。

(不交付)

第7条 申請内容に虚偽その他不正があった場合は奨励金を交付しないものとする。

(返還)

第8条 虚偽又は不正により奨励金の交付を受けたことが判明したときは、会長は交付した奨励金の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則 この要綱は令和8年4月17日から施行する。